

タイトル	極右政党としてのオーストリア自由党(3) : ハイダー指導下の台頭期を中心に
著者	東原, 正明
引用	北海学園大学法学研究, 42(1): 173-218
発行日	2006-06-30

極右政党としてのオーストリア自由党 (3)

——ハイダー指導下の台頭期を中心に——

東 原 正 明

目 次

はじめに——本論文のねらいと研究動向

第一章 極右政党の定義

第一節 極右主義の構成要素

第二節 ポピュリズム（以上第41巻第2号）

第二章 FPOの綱領的性格

第一節 一九九七年以前のFPO綱領

1. ナシヨナリズムから標準化へ

2. 「ザルツブルク綱領」の実質的破棄

第二節 一九九七年「リンツ綱領」

1. 個人と社会

2. 民主主義体制

3. 国家（ナシヨナリズム、超国家主義）

(1) 国家観

(2) オーストリア愛国主義

(3) EU統合問題（以上41巻第3号）

第三章 FPOの政党的特徴——ハイダーの役割を中心に

第一節 思想的特徴

1. ハイダーの政治的上昇過程

2. 思想的特徴——ハイダーを中心に

第二節 政治活動スタイルと組織的特色

1. 政治活動スタイル

2. 政治集団としてのFPÖ
3. FPÖの攻撃対象

第三節 台頭要因(以上本号)

第四章 一九九九年国民議会選挙

第一節 選挙戦

1. FPÖによって展開された選挙戦
2. 外国人敵対的内容をともなった選挙戦
3. SPÖの対応
4. 世論調査と連立の可能性
5. FPÖに対するÖVP党内の姿勢
6. 選挙戦におけるFPÖの政策的特徴

第二節 FPÖ勝利の要因

1. 選挙結果とFPÖへの票の移動
2. FPÖの支持層、投票動機
3. 各党の対応と連立政権の形成
4. 国際社会の反応
5. FPÖ勝利の要因——まとめとして

第五章 ÖVP/FPÖ連立政権

第一節 ÖVP/FPÖ連立——FPÖの役割

1. 選挙後のFPÖの政策的立場
2. ÖVP/FPÖ政権成立
3. 制裁

4. ÖVP/FPÖ政権の評価について

- (1) オーストリアの政治的・社会的枠組みの変化
- (2) ÖVP/FPÖ政権とナシヨナリズム

第二節 二〇〇二年国民議会選挙

1. 選挙戦

- (1) 政権崩壊とFPÖへの支持減少
- (2) ÖVP、SPÖの対応とFPÖ
- (3) FPÖの政策
- (4) 次期連立政権への模索

2. 選挙結果分析

- (1) 有権者の動向と投票動機
- (2) 選挙結果に対するFPÖの対応
- (3) FPÖ敗北の要因
- (4) まとめ

おわりに

資料1 図表

資料2 翻訳

「オーストリア自由党現行綱領 (Das Programm der Freiheitlichen Partei Österreichs)」

「オーストリア未来同盟現行綱領 (Bündnispositionen)」

参考文献

第三章 FPOの政党的特徴——ハイダーの役割を中心に

一九九〇年代以降、急激に勢力を拡大したオーストリア自由党 (Freiheitliche Partei Österreichs (FPÖ)) は、一九八六年に総裁に選出されたイェルク・ハイダー (Jörg Haider) の極めて強い影響下にあった。第二章で検討したように、結党以来、FPÖの党綱領には、極右主義的イデオロギーが明確に組み込まれてきたが、ハイダーが総裁になって以降の一九九七年に採択されたリント綱領ではこの傾向が一層顕著であった。そのため、FPÖの政党的特徴に関しては、党内でハイダーが担ってきた役割の検討を欠かすことができない。この章では、FPÖ内部でハイダーがどのような役割を担ってきたのかを中心に、彼が総裁に選出された一九八六年以降の同党の政党的特徴を、思想的特徴、政治活動スタイルと組織的特徴、そしてハイダー指導下の台頭要因に分けて検討したい。

第一節 思想的特徴

元ナチ党員の受け皿政党であった独立者同盟 (Verband der Unabhängigen (VdU)) から発展的に成立したFPÖの思想的特徴は歴代党綱領に明確にされており、同党は極右主義的な傾向を一貫して保持していた。そしてFPÖの思想は党綱領の領域にとどまるものではなく、ハイダーを中心としたFPÖ指導層によって、現実政治に具体的な形で反映されたのであった。

1. ハイダーの政治的上昇過程

総裁選出以降、F.P.O.の政治活動と思想的立場に非常に強い影響を与えたハイダーの思想的源流は、彼の生い立ちに求めることができる。彼の政治思想や政治スタイルは、その出自や育った環境と密接に関連していると言⁽¹⁾える。

ハイダーは一九五〇年にオーバーエースタライヒのザルツカンマーグート地方バート・ゴイゼルンで生まれ、ナチ党員であった両親の下で育った。靴職人であった父ローベルト(Robert Haider)は一九一四年に生まれ、一五歳でヒトラー・ユーゲントに入った。そして彼は、第二次世界大戦中には鉄十字勲章を授与され、一九四五年には少尉に昇進した人物であった。一方、母ドロテア(Dorothea Haider)は一九一七年生まれであり、彼女もまた熱心なナチ党員として活動し、リンツのドイツ女子青年団のリーダーであった。二人は、ローベルトのリンツ滞在中に知り合い、まだ戦争中であつた一九四五年に結婚したのであ⁽²⁾つた。そしてローベルトは、戦後はF.P.O.幹部として政治活動を続⁽³⁾けた。

戦後、かつてのナチ党員の多くは、一九四五年のナチ体制崩壊後に連合国によって行われた非ナチ化を、自らに対する差別的で不当な取り扱いと感じていた。彼らは自らを、そもそも良いことに奉仕した者であると評価し、犯罪に⁽⁴⁾加担することのない理想主義者であつたと考えていた。しかし、社会の主要なポストから元ナチ党員を排除するオーストリアの非ナチ化政策は、彼らの家族に経済的・社会的没落を引き起こした。と同時に、戦後期には民主主義についての再教育や現代史に関する啓蒙的授業、政治教育が十分に行われてい⁽⁴⁾なかつたため、かつてのナチ党員ミリュール(Milieu)で最年長の少年たちは家族による教育の影響を強く受けることにな⁽⁴⁾つた。元ナチ党員の家族には、ナチスの主張した民族共同体へのノスタルジーや敗戦を残念に思う心情、新たな民主的オーストリアに対する不満が蓄積しており、権威や規律、秩序、清潔さ、責任感、そして自らに対する厳しきといった伝統的な教育上の価値が依然として

重視されていた。したがってそうした家庭の中では、ドイツナシヨナリズムや極右主義、権威主義に基づいて少年たちの人格形成が進むことになった。家庭や学校、公衆の場ではナチ犯罪に反対するための知識と関心が欠如しており、多くの若者たちにとってはナチズムに対する明確な態度の習得を妨げる結果となった。第二次大戦中にナチ党に関わった者たちを排除して戦後の教育制度を維持することは困難であり、「教育施設は非ナチ化の最も遅れた分野になっていた」のであった。⁽⁵⁾

元ナチ黨員という過去を持つ両親の下で育ったハイダーもまた、ドイツナシヨナリズムや極右主義の影響を強く受け、FPÖのミリュールにとって典型的な家族的背景を保持していた。また、ハイダーの学級担任はFPÖ創設時からの黨員で、彼の両親とも親交があった。そして彼のドイツ語と英語の教師もFPÖ黨員であり、かつては、ドイツ少女団(Bund Deutscher Mädel(BMD))のリーダー、ナチス女学生連盟(Arbeitsgemeinschaft nationalsozialistischer Studentinnen)のメンバーとして活動していた。さらに、学校の管理者も古くからのナチ黨員であった。⁽⁶⁾したがって、これらの影響を受けたハイダーの政治的態度が元ナチ黨員のミリュールに支配的な思考から離れることはなかった。

ウィーン大学で法律を学んでいたハイダーは、一九七〇年から一九七四年にはFPÖの青年組織である自由青年組織(Ring Freiheitlicher Jugend(RFJ))の連邦最高責任者として活動していた。一九七三年から彼はウィーン大学憲法・行政法研究所で助手を務めていたが、党内で頭角を現すとともに、一九七六年にはドイツナシヨナリズム勢力の拠点であったケルンテンFPÖで州書記に登用された。⁽⁷⁾さらに一九七九年には、FPÖ右派の政治家オットー・スクリンチ(Otto Scrinzi)のケルンテンでの議席を受け継ぎ、ハイダーは二九歳で国民議会に議席を得た。その後彼は、一九八三年にケルンテン州総裁代行となり、同年秋には州党大会で州総裁に選出された。それによってハイダーは、FPÖ内で相対的に強力な州組織のリーダーになるとともに、連立政権となったケルンテン州政府に閣僚として参加

した。⁽⁸⁾

一方、一九八〇年に連邦党総裁となったりベラル派のノルベルト・シュテーター(Norbert Steger)は、戦後一貫して続いていたFPÖの政治的孤立を克服することに成功した。一九八三年には、FPÖはオーストリア社会党(Sozialistische Partei Österreichs (SPÖ))と連邦レベルで連立政権を形成していた。この政権参加はFPÖの歴史上最大の成果であったが、それによって党内でのリベラル派の党指導部と一般党員の多くを含むナショナル派の間の溝が狭まることはなかった。その結果、FPÖのリベラル政党化の試みが進展することはなく、ナショナル派に属するハイダーは反シュテーターの立場を明確にし、彼を厳しく批判していた。⁽⁹⁾

FPÖ内部で急速に力をつけてきたハイダーは、一九八六年には連邦党総裁の地位にまで昇りつめた。同年九月一四日のインスブルック党大会では、一般党員の多くはハイダーのナショナル派への支持に回った。この党大会でFPÖは、そのイデオロギーの根源である急進的なナショナル派の立場へ復帰することになった。ハイダーは出席代議員の五九・五%の票を獲得して新総裁に選出され、彼を支持する者たちは「ジーク・ハイル」と叫び声をあげた。その一方で、投票に敗れたりベラル派の代表者シュテーターは「ガス室送りにする」と脅迫される有り様であった。その後、リベラル派の党員の多くは段階的にFPÖを離党した。⁽¹⁰⁾

FPÖが一九八〇年代半ばにリベリズムを強調する政党からナショナルリズムを強調する政党へと路線変更した背景には、ヨーロッパにおける右派勢力の台頭傾向や一九八三年からのSPÖ/FPÖ小連立政権への有権者の支持減少、FPÖ内部での極右主義やナショナルリズム勢力の影響力拡大とリベラルな勢力の無力さが指摘される。⁽¹¹⁾一九八六年には、世論調査によればFPÖは有権者の1%の支持しか得ておらず、議会内政党としての生き残りが問題となっていた。⁽¹²⁾この状況は、小連立政権とその維持を目指すリベラル勢力に対する党内の不満を高めていたと考えられる。

それらに加えて、FPÖ内のナシヨナリズム勢力台頭にとつてとりわけ重要な要素は、一九八六年前半に起こったÖVPの大統領候補クルト・ヴァルトハイム(Kurt Waldheim)の過去をめぐる国内外の議論であろう。彼が第二次大戦期に武装親衛隊将校であった事実に対して国外から厳しい批判がなされたことに反発して、オーストリア国内では外国からの過剰な批判という形でのナシヨナリズム感情が高まった。ハイダーもまたヴァルトハイムを支持し、ヴァルトハイムは第二回投票においてFPÖ支持者の票を獲得して大統領に選出された。ハイダーに詳しいジャーナリストであるツェーフリンクは、この事件が次の二つの点でハイダーの政治的上昇に効果があったと判断している。それはまず、大統領選を通じて戦争世代が集結し、彼らが長年タブーとされてきた戦争期のことについて語り出したということである。「反ユダヤ主義が一夜にして再び上流社会にふさわしい会話のテーマとなった」のである。そして次に、ハイダーが支持するような国民の強くナシヨナリズムを強くかき立てる人物が、いわば政治的にオーストリア国内では十分に受け入れられるということを示したのであった。⁽¹³⁾

2. 思想的特徴——ハイダーを中心に

初期のハイダーの政治思想が明らかになったケースとしては、一九六六年にインスブルックで行われたオーストリア体操連盟(Osterreichischen Turnerbund (ÖTB))⁽¹⁴⁾連邦大会での弁論コンテストへの参加が挙げられる。当時ギムナジウムの生徒であったハイダーはこの弁論コンテストで、ドイツナシヨナリズムを強調した「我々オーストリア人はドイツ人か?」というテーマで研究発表し、優勝した。彼は、オーストリア人がドイツ人であり続けなければならぬことを強調し、次のように述べた。「我々はオーストリアのドイツ人の中に、この(ドイツへの)所属性から生じる権利と義務を持ったドイツ民族の一部であるとの意識を持ち続けなければならない」。そしてハイダーは、「オース

トリアのドイツ人は境界に住む民族であり、そのため同じく境界に生活するすべてのドイツ人と同様に隣接する民族との混血の危険にさらされている」として、オーストリアにおける「多くの民族と人種の混血」に強い危機感を示した。民族的純粋性を重視する彼にとって、ウィーンは「ドイツ人の都市」でなければならぬのであった。¹⁵この弁論コンテストでの優勝を、ハイダーの政治的キャリアの出発点と見なすことができよう。そして偏狭なナシヨナリズムをはじめとするハイダーの思想的特徴の基本は、すでに彼の少年時代に読み取れるのであった。

こうしたハイダーの極右主義的な思想傾向は、彼の党内権力掌握後、より一層明確に表現されることになった。彼の思想的傾向は、戦後のオーストリア第二共和国の「第三共和国」への転換という、一九九三年に打ち出された要求の中で明らかになっている。この「第三共和国」においては民族共同体が極めて重視されるとともに、既成二大政党を中心とする現行のオーストリア政治・社会が強く批判され、その体制の転換が主張された。ハイダーは「第三共和国」を以下のように規定した。「我々自由党員は新たな、第三共和国を求めている。我々の望みは、既成政党(Altparteien)の権力への打算的態度を終わらせ、将来の支出に備えて公費の負担を減少させるとともに、幹部の支配に代えて市民が共同で責任を果たせるようになることである」。「第三共和国は、市民の願望の変化と地政学的环境の変化に対する、時代に対応した回答でなければならぬ。仮に国民国家に未来があるならば、多国籍のコンツェルンやその枠内で行動する超国家的官僚制の権力に対する対抗力として、我々には第三共和国が必要である」¹⁶。そして、一九九七年に制定された現行のFPÖ綱領におけるオーストリア民主主義体制に対する批判やナシヨナリズム、共同体の利益を優先する国家を要求する主張は、この「第三共和国」を目指して展開されたものであった。

かつて、有機的で自然な民族共同体観念は、運動期のナチスにおいても体制期のナチスにおいてもイデオロギーの中心的な構成要素であった。そして今日でも、ドイツナシヨナリズムや民族中心主義はFPÖのイデオロギー上の伝

統的支柱であり、党綱領においても「社会的民族共同体」が要求されている。ハイダーは、個人にとって望ましい、牧歌的で安心する場所としての民族共同体観念を念頭に置き、社会のエゴイズムの高まりを嘆くとともに、個人に對立する価値としての共同体の重視を要求する。¹⁷ 彼は、強いナシヨナリズムに基づいて国内への移民受け入れに反対し、外国人労働者の削減を主張するとともに、「あらゆる市民はその生活の一部を共同体に提供しなければならぬ。それは、外国人労働者を国内に受け入れ、そのために我々の社会的弱者をなおざりにするよりも重要なことである」と訴えた。¹⁸ ハイダーにとっては、「様々な悪用の危険性をともなう社会システムの倫理的退廃」が問題であり、¹⁹ それに對して共同体や個々人のつながりは「エゴイズムや快樂主義を矯正する」存在なのであった。²⁰

さらに、ハイダーによれば社会的民族共同体は有機的で民族的な結束であり、彼の攻撃は既存の政治体制の中での特権集団であると彼やF.P.O.が批判する労働組合や諸会議所などの、その結束を脅かす団体へ向けられる。²¹ 例えば彼は、「オーストリア連邦憲法はもはや時代遅れである。憲法は諸会議所や諸政党、そして公的な諸機関の活動を調整する役割を有してはいるが、人間やその共同体内の関係への配慮は少ない。人間はいわば会議所国家であるオーストリアの付随現象である」と主張した。²² そしてハイダーは、民族共同体の基盤を成すと彼が考える家族に関しては、「物質主義と個人資産の思想は家族を目立たなく」するものであつて、「自由で幸福な人間社会のためには、我々は依然として家族を安心の中心的領域として必要としている」と述べた。その関連で女性に関しては、ハイダーは妻や母の役割を強調し、離婚の増加、子供の数の減少、麻薬中毒や犯罪などの複雑な社会現象の原因を女性解放の努力に求めている。²³ 彼にとつて出生率の低下は、やがて民族の存続を脅かしかねない脅威と理解されるべきものであつた。²⁴

その一方で、国家に関してハイダーは、犯罪に對する断固たる処置や厳格な罰則の導入、警察の装備の近代化と予算の増加、国境警備の改善、軍隊の価値の引き上げを要求し、兵役拒否者の社会奉仕役務を批判して、より強い国家

の実現を目指している。⁽²⁵⁾ 例えば彼は、一般兵役義務を廃止して職業軍人からなる軍隊を創設することを主張し、一九四年の国民議会選挙に際しては「犯罪が増加し、加害者になる危険性が相対的に減少するのは逆に被害者になる危険性が増大している。考え方を根本的にあらため、次の提案をする。警察機関は、国際的犯罪、犯罪集団、麻薬取引に対処できるように強化されなければならない」と訴えた。⁽²⁷⁾ さらに彼は、自らを批判する政敵に対しては法的手段で対抗し、司法をそのための道具と位置づけている。彼は、自らの政党を自由主義的改革者(Freiheitliche Erneuerer)であると規定した上で、次のように述べた。「政府、特に社会党の首相は、自由主義的改革者に対する不安から外国においてさえも野党が「褐色の運動」と誹謗中傷されていることを容認し、あるいはむしろこの批判から野党を守っていないということを非難されなければならない。すでに一度、国家は損害を被っていた。なぜなら、社会主義者は選挙で選ばれた大統領(ヴァルトハイム)を受け入れようとせず、ナチズムと深く関わった過去があるとされることを理由に国外における彼の評判を悪くしたからである。明らかに首相はこの方法を気に入っている。基本的には、間違いと知りながら政治的挑戦者への不安から国外における自国の名声を危険にさらすならば、政治的・倫理的に国家反逆罪である⁽²⁸⁾」と。しかし、ハイダーによって様々な局面で名指しされた政治家は、彼が主張するようにオーストリア国家やオーストリア国民に対して反対の態度を示しているのではない。彼らはFPÖの人種主義的で民主主義を軽視する政策に反対しているのである。したがってハイダーによる政敵に対する激しい批判は言論の自由への攻撃でもあつたと言えよう。⁽²⁹⁾

こうした思想的傾向を持つハイダーのイデオロギイ的基礎はドイツ的精神(Deutschum)との深い結びつきであり、それは彼がドイツナショナリズムのミリュウで成長したことを背景とし、オーストリア国民概念の拒否とも結合していた。⁽³⁰⁾ ハイダーは、一九八八年にオーストリア放送協会(Österreichischer Rundfunk(ORF))の番組でオースト

リア国民を「イデオロギー的奇形児」と表現⁽³¹⁾し、一九九〇年には「オーストリア国家条約」でのドイツへの併合禁止条項の廃棄を主張した。それは、彼にとってこの条項がオーストリアの主権を制限するものにほかならないからであった⁽³²⁾。そして一年後、ハイダーはオーストリア連邦政府に対して国家条約全体を一方的に破棄をするよう要求した。その目的は、ファシスト的で大ドイツ主義的なプロパガンダや、そうした主張を展開する組織の禁止、少数派の権利の保護といった国家条約上の重要な義務を除去することにあつた⁽³³⁾。こうしたハイダーの主張は、F.P.Öが一九九四年に発行した教育用パンフレット『なぜなら国家は変わらなければならないからだ!』においても踏襲された。州議会議員や大学教授など一五名からなる作業チームによってまとめられたこの文書でも、「一九五五年の国家条約においてなされた時代遅れの宣言」を「完全な主権の強化」へと転換する必要性が説かれた⁽³⁴⁾。さらに一九九七年には、ハイダーは、連邦政府自身がEU加盟やドイツとの経済的結びつきから考えて国家条約を「時代遅れ」と宣言したと指摘しつつ、「我々自由主義者が国家条約を古くなくなった、「時代遅れ」と称した時、どれだけの偽善的な態度が示されたというのか。人々は我々をなんとでも誹謗中傷したではないか」と自身の立場の正当性を主張したのであつた⁽³⁵⁾。

さらに、ドイツナシヨナリズムを信奉する政治家や政治集団はナチ体制の「無害化 (Verharmlosung)」をも行おうとする。彼らは、ナチ体制の下で行われたホロコーストなどの暴力的犯罪の軽視やその完全な否定、ヒトラー指導下のドイツの戦争責任の否認といった形で歴史修正主義的主張を展開しており、その傾向はハイダーをはじめとする多数のF.P.Öの政治家にも当てはまる。彼らは、オーストリアとドイツの過去の「標準化 (Normalisierung)」を⁽³⁶⁾指し、歴史上の人間の残虐行為との比較においてナチ体制の残虐性の相対化を図るとともに、それによって過去に対する批判に終止符を打とうと努力している⁽³⁶⁾。ハイダーは言葉の上ではナチ体制と距離を置こうとするが⁽³⁷⁾、その主張から判断する限り、自らの両親のナチ党員としての過去や自らの少年時代を取り巻いていたイデオロギー的雰囲気から彼が解

放されることは少なかったと言える。例えば、政治家となったハイダーは第三帝国の雇用政策を称賛し、かつての武装SSのメンバーの集会に参加した⁽³⁸⁾。そして彼は、自著において「前線の数百万の兵士たちは、ヴェルサイユ条約によってほとんど破滅へと駆り立てられたであろう祖国、そしてその上スターリンの共産主義によって新たに非常に強力に脅かされていた祖国のために、献身的で私欲なく自らの命をかけると考えていた」と述べ、ナチス・ドイツの兵士を無原則に免責しようとした⁽³⁹⁾。また、ブルゲンラントでシンティ・ロマの人々が爆弾による暗殺の犠牲になったことに関する、一九九五年の国民議会での議論において、ハイダーは、シンティ・ロマのような国内に居住する少数民族に対する政策との関連で、「ナチズムの懲罰収容所 (Stratager) において五〇年前にはほぼ絶滅させられた少数民族」と発言した⁽⁴⁰⁾。強制収容所のことを犯罪者を収容するための懲罰収容所と表現したこの発言は、多くの組織的な非人間的行為が行われた強制収容所の特徴を著しく軽視する行為であると言えよう⁽⁴¹⁾。

加えて、ハイダーが第三帝国の雇用政策を「秩序ある雇用政策」であったとした発言もまた、ナチ体制に関する彼の立場を明らかにしている。彼は、その発言を一九九一年にケルンテン州議会でもまた、ナチ体制に関する彼の立場を明らかにしている。彼は、その発言を一九九一年にケルンテン州議会でもSPÖに対して行い、それを理由として、戦後のオーストリア史上初めて州首相が州議会によって解任される事態となった⁽⁴²⁾。しかしハイダーのこの発言は、FPÖ党員にとっては「単に口が滑っただけ」なのであり、彼は無意識にナチズムを肯定する意識を持っていたと判断できる。ハイダーの「秩序ある雇用政策」発言は、「ヒトラーは少なくとも失業を克服した」というヒトラーに関する「伝説」の一部をなすものである。しかし、失業の克服が軍需産業の発展や戦争、強制労働の実施と強制収容所の運営を通じて行われ、おびただしい数の犠牲者の上に成り立っていたという事実、この「伝説」を広めようとする者には無視される状況にある。戦争や様々な犯罪の遂行に寄与したヒトラーの雇用政策を「秩序ある」状態であったと評価することはできない。ナチズムに対するハイダーのこうした態度は、その犠牲者の存在をあまりにも軽視し

すぎたものであると言えよう。⁽⁴³⁾

そしてハイダーは、「歴史は共通の遺産であるため、共通の責任は存在する」が、「集団として負うべき責任は断固として拒否する」と述べ、ナチズムの過去に対する責任を広く一般的な責任論に帰そうとする。ドイツナショナル陣営をナショナルリベラル陣営と称する彼は、「ユダヤ人と非ユダヤ人は一九四八年には互いに協力して基本権と自由権を勝ち取った」、「一九三〇年代まで、ウィーンのユダヤ人の大部分はナショナルリベラル陣営に投票していた」とし、ナチ党が勢力を拡大する中で「ごくわずかの嫉みが政治的原則(Maxime)として広がり、ナショナルリベラル陣営の一部を虜にした時、似非学問的人種理論に覆い隠されてすべてが変化した」として、自らの属する陣営においていかに反ユダヤ主義が影響力を持っていなかったかを訴えるところにも、陣営内では「悲劇的な状況が展開された」とする評価を示すにとどまった。

その一方で彼は、「キリスト教的反ユダヤ主義はキリスト教と同様に古い」としてキリスト教政治陣営を批判するとともに、「左翼のそうそうたる代表者は経済的反ユダヤ主義者であった」としてマルクスらの名を挙げながら社会民主主義陣営を攻撃した。そして両陣営に起源を持つÖVPとSPÖこそが、ナチズムの広まった理由を説明し、そこから教訓を引き出すことに抵抗しているとして、ナチズムの克服を妨げているのは二大政党であると主張した。⁽⁴⁴⁾

こうしてハイダーは、ナチズム形成の原因を他の陣営の歴史的な発展過程に求める。そして彼は、自らが戦後生まれであること、したがってナチ体制とは関わっていないということから自らの非難を拭い去ろうとしている。しかし、バイラーとノイゲバウアーが指摘するように、「後に生まれた者の免責」によって戦後に生まれた者が当時のナチズムに対する賛否の決定をすることは免除されるが、ナチ体制に対して明確に態度を決定することからは誰をも解放しないのである。⁽⁴⁵⁾

このように、ドイツナショナリズムはハイダーやF.P.Öにとって基盤となる重要な思想であった。しかし第二章で触れたように、現代のオーストリアにおいては、ドイツナショナリズムはもはや国民の多数が支持するイデオロギーではない。したがってハイダーが党首となって以降、選挙においてより多くの議席を獲得するという機会主義的理由から政策的転換が図られ、このイデオロギーは形式的に放棄された。そして新たに、外国人の排除を目的とし、ナショナリズムを非常に強調する「オーストリア愛国主義」が唱えられ、党支持の拡大が目指されたことも見落とせない。「オーストリア愛国主義」は、「オーストリアをまず第一に」というスローガンで行われた一九九三年の「外国人制限国民請願」や一九九四年に実施されたEU加盟国民投票におけるF.P.Öの反対キャンペーンで打ち出され、現行のリンツ綱領での主張の展開も含めて繰り返し強調された。党綱領を見てもF.P.Öのドイツナショナリズムは明らかであるが、ハイダーは、選挙戦術上の理由からその影を薄くしたのであった。⁴⁶

この「オーストリア愛国主義」は、その基底にあるドイツナショナリズムと同様に、自らの民族共同体に統合されてはならないすべての外国人を生物学的に拒否する機能を持っている。「オーストリア愛国主義」の主張では、他民族と他文化の存在を認めながらもその混合を決定的に拒否する「民族多元主義 (Ethnopluralismus)」や、自民族の存在を第一に考える「民族中心主義 (Ethnozentrismus)」の要素が重要な役割を果たしており、その背後には人種主義的視点が強く存在している。⁴⁷したがって、「オーストリア愛国主義」は外国人への敵対性を伴って表現され、移民の排除を目的としてハイダーは次のように強調する。「人道的な動機という口実の下に、我々に移住の権利なるものを信じ込ませようとする者が存在する。こんな権利はどこにもない。それとは逆に故郷への権利が、それも市民権として存在するのだ⁴⁸」と。そしてこの「オーストリア愛国主義」は社会的民族共同体観念を覆い隠す目的で利用され、一九九九年国民議会選挙戦においては「過度の外国人化」に反対するキャンペーンによって一層の高まりを見せたのであった。⁴⁹

第二節 政治活動スタイルと組織的特色

ハイダーを指導者として躍進を続けたFPOは、その政治活動スタイルの点においても、その内部の組織形態の変遷においても、オーストリアの他の政党と比較して特徴的な点を有している。それはまず、同党がハイダーを頂点とする厳格な権威主義的指導者政党であったということである。この事實は、FPOが得票を増大させる際に大きな効果を発揮した。また、同党が黨員とのつながりを緩やかなものとし、ハイダー主導で新たに旧来の「政党」から「運動」団体への組織的転換を試みたことも特徴点である。しかしFPOのこの一時的転換は、同党に対する支持が、オーストリアの他の政党とは異なって固い黨員層に支えられているものではないことをも示していた。

1. 政治活動スタイル

ハイダーの下で、FPOは権威主義的指導者政党へと変化した。党内におけるハイダーへの敵対者と批判者の影響力は弱められ、あるいは彼らは党外に排除され、その結果、FPOは「ハイダー化」していった。そして党内民主主義は軽視されるようになり、FPO内部ではハイダーに対する不安の雰囲気が生じた。すなわち、党内にはハイダーを恐れることなく彼に反対する勇氣を持つ者はもはや存在せず、FPOはハイダーが絶対的指導者であり、彼の家臣が支える政党へと変化した。党内にとどまっていたハイデ・シュミット (Heide Schmidt) らリベラル・グループは一九九三年にリベラル・フォーラム (Liberales Forum (LIF)) を結成して離党し、独自の議会議会派を作った。彼女ら離党者に対する党内の反応は極めて憎悪に満ちたものであり、すでに暴力行使の前段階と見なされるべき状況であった。⁵⁰⁾

その一方で、ハイダーの党内権力掌握によってFPÖ内部の極右主義グループの影響力は、人的にもイデオロギ的にも明らかに強化された。⁽⁵¹⁾さらに、党外の極右主義グループの一部は新たにFPÖに吸収され、あるいはFPÖと密接な関係を持つようになった。そうした極右勢力はハイダーが指導するFPÖの政策に賛同しており、例えば軍事極右グループ「トレンク国防スポーツグループ (Wehrsportgruppe Trenck)」⁽⁵²⁾と深い関係があった極右集団「民主政治のための協働体 (Arbeitsgemeinschaft für demokratische Politik (AFP))」⁽⁵³⁾は選挙の際に動員された。こうしたFPÖとの協力強化によって、党外に存在していたセクト的極右グループはその独自性を失っていった。

このFPÖの「ハイダー化」は、ハイダー自身に党内民主主義を軽視し、権威主義的行動をとる傾向があることを明確に示していた。ハイダーの政治的手法の特徴としては、政敵に対して脅迫をもって対応する点が挙げられるが、そうした彼の攻撃的態度は党内の反対者、ライバル、そして後援者や共に闘ってきた同志へも向けられた。ハイダーは、自身の政治的上昇を援助した元党首フリードリヒ・ペーター (Friedrich Peter) らさえも党外へ追いやり、自らのイデオロギイ的ブレインであったアンドレアス・メルツァー (Andreas Mölzer) を、自身にとっての政治的負担であると感ずるようになる⁽⁵⁴⁾とともに遠ざけた。これらのことから、「ハイダーの道は、数えきれない政治的死体で舗装されている」という評価は妥当であろう。

その一方で、ハイダーによって引き立てられた政治家が党内での政治的重要性を発揮することはなく、FPÖの政策はハイダーの意向が極めて強く反映されて決定されることになった。党指導者による、党内の反対者に対する冷酷な措置や、権限の集中、党員が不安を抱いて党指導者の行動を無批判に受け入れるような状況は、「党内全体主義」の主たる指標である。⁽⁵⁵⁾

また、ハイダーにとっての重要な政治的目標は連邦首相になることであった。しかし、彼はその過激な政策によっ

て、国内的には連邦レベルで政治的に排除され、国際的にも強い批判を浴びていた。そのため対外的には、ハイダーは投票者極大化のために自らと党のイメージアップを積極的に試み、その際は彼は、政策を根本的に変更することなく、表面的に自らのイメージを改善しようとした。そして、この見せかけの穏健化の過程で、メルツァーら極右主義者とされるイデオログは党に関わる職を失ったのであった。その一方でハイダーは、さらなるイメージアップを意図してアメリカでのキング牧師記念行事にも出席するなど、外国人に敵対的な政治家あるいは人種主義者というイメージを払拭しようとした。

この関連でハイダーは、カトリック右派や右派保守主義的思想を持つ国民に対する支持拡大を目指して、FPÖの伝統的なドイツナショナリズムや反教権主義と距離を置く姿勢を見せた。その結果、一九九三年の「外国人制限国民請願」をはじめとして、FPÖでは「オーストリアをまず第一に」というスローガンの下で「オーストリア愛国主義」が主張された⁽⁵⁶⁾。そしてこのFPÖの戦略と結合して、オーストリアのカトリック教会において原理主義的傾向を持つ有力な司教クルト・クレン (Kurt Krenn) が同党の「外国人制限国民請願」に対する支持を表明した⁽⁵⁷⁾。さらにFPÖは一九九七年綱領において、このオーストリア愛国主義的スローガン「オーストリアをまず第一に」とともに、「キリスト教的基本価値による合意 (christlicher Grundwertkonsens)」を重視する立場を明確にしたのであった⁽⁵⁸⁾。

2. 政治集団としてのFPÖ

FPÖは、その綱領においても思想的にも、オーストリア第二共和国の代表制民主主義の基本装置として機能してきた他の政党への攻撃や中傷を行ってきた。ハイダーにとっては、既成二大政党に対するそうした敵しい批判的態度こそが、FPÖを政党から「運動体」へと変化させる試みのきっかけとなった。ハイダーは一九八六年党大会の就任

演説ですでに次のように宣言していた。「我々は通常の意味での政党ではなく、我々はより優れた、絶え間ない市民のイニシアティブと呼ばれうる政治運動である」と。⁵⁹ FPÖは、一九九五年の臨時連邦党大会で「自由主義運動一九九八(F運動)」と改称し、すべての党機関から「政党」という名称は削除された。党組織も改編され、ハイダールの選挙団体「同盟98」を中心とした組織へと党は改造された。書記局と書記長に代わって新たに「同盟事務局」が置かれ、政党の党員に相当する多くの「同盟市民」の増加が期待された。⁶⁰

FPÖの「F運動」への転換の目的は、投票者をより多く党へ引きつけること、党外からの人材を発掘すること、そしてメディアへの党の登場機会を増加させることであつた。この「党の運動化」には、既成二大政党を中心に運営されてきた政党国家オーストリアを明確に拒否する立場をとるFPÖにとって象徴的意味があつた。それとともに、メディアの活用を通じてハイダールのイメージアップをも強く意図するものであつた。⁶¹

しかしながら、FPÖの国民議会選挙における度重なる得票拡大にも関わらず、ハイダールの期待に反して「同盟市民」が大幅に増加することはなく、党員層の十分な拡大はならなかつた。一九八六年から二〇〇〇年にかけてFPÖの党員は確かに増加したが、それでもなお約三・七万人から約五・一万人へと一・四万人余り増加したに過ぎなかつた。⁶² その一方で、一九八六年から一九九九年にかけてFPÖの国民議会における得票は約四七万票から一二四万票余りへと約二・六倍に増加した。結局、得票数の増加と党員の増加には大きな隔たりがあり、ハイダールによつて構想された「F運動」は失敗に終わったと判断せざるをえなかつた。⁶³ そのためFPÖは、ハイダールの下でも他の政党と比較して党員数が少ない「投票者の政党であつて、党員の政党ではなかつた」⁶⁴。そして間もなくかつての名称である「FPÖ」が再び採用され、今日ではFPÖはオーストリアの他の政党と同様に伝統的な党組織構造を採つていゝ。⁶⁴

FPÖは自党の党構造に関して次のように主張している。同党の「政策内容的、組織的ないし財政的諸課題は、民

主主義的な党内体制の下で、相互に補充し、互いに制御しあう重層的に構成された党機関によって調整されている⁽⁶⁶⁾と。党規約によれば、党の最高機関は州の党員数や国民議会と州議会の選挙結果に比例して州組織によって派遣される代議員から構成される連邦党大会であった⁽⁶⁶⁾。代議員であるためには連邦党組織の党員ではなく州組織の党員であることが必要であり、党員一〇〇名につき一名が州組織から派遣される。連邦党大会は原則として二年ごとに開催され、党総裁やその代理の選出、党綱領の議決といった重要な役割を担っている。

そして、連邦党大会に次ぐ党機関は連邦党指導部である。この指導部には、連邦レベルと州レベルの政府に属するFPÖ出身の閣僚や、国民議会、連邦参議院、すべての州議会、そしてヨーロッパ議会の議員が含まれ、さらに連邦党執行部と州の党員数に従って選出される州代表が加わっている。連邦党指導部は年間四回の会議を開き、連邦党大会の準備と実施、党の財政的・人事的監督、連邦党大会での決議の実行といった実務を担当している。

また、毎月会議が開かれる連邦党執行部は、連邦党総裁やその代行、国民議会の会派総裁、国民議会や連邦参議院、ヨーロッパ議会の議員、連邦党幹部会メンバー、そして連邦党大会によって選出された四名、各州総裁らによって構成されている。連邦党執行部は、連邦党指導部による決議を準備・実行し、緊急の場合には連邦党指導部の業務を代行する。

さらに連邦党幹部会は、連邦党総裁やその代行、国民議会や連邦参議院、EU議会の会派総裁、各州総裁らから成る。連邦党幹部会は党運営に責任を持っており、連邦党執行部から委託された業務に関する決定を行うことができる。

しかし、党の組織規約は連邦党総裁のみを連邦レベルで唯一の党機関と規定しており、対外的に党を代表する連邦党総裁には広範な権限が与えられている。連邦党総裁は、連邦党大会や連邦党指導部、連邦党執行部、連邦党幹部会の議長であり、これらの機関は連邦党総裁によって招集される。連邦党総裁は連邦党執行部の決議を遂行し、党職員

や幹部、党員に対する指示権を持っている。そして連邦党総裁は、緊急の場合には即座に連邦党指導部や同執行部の確認を求めるべき措置をとることができる。

こうした連邦党総裁に与えられた強力な権限に基づいて、党内ではハイダーが配置した会派総裁や州総裁に支持された幹部会が重要な役割を担い、連邦党執行部の政治的影響力は相対的に小さい状況にあった。また、ハイダーの党内権力は彼のカリスマ性や一九八六年以降の選挙での相次ぐ勝利といった政治的成功に依拠しており、新たに入党した者たちの忠誠心は、F.P.Öという政党ではなくハイダーという個人に向けられていた。そのため、国民議会や州議会などの各レベルの議会におけるF.P.Ö所属議員の増大にともなって、党組織は存在意義を低下させた。ハイダーはその党内権力掌握以降、多くの敵対者を排除し、長く活動してきた幹部ではなく党外から採用した彼に忠実な人物を重要な地位に就けた。ハイダーは、綱領や規約、議院規則、あるいは何らかの決議によってではなく、自身の戦術的、戦略的判断によって党を指導していたため、F.P.Öはハイダーに異議を唱える者が存在しない、彼を頂点とする政党へと変化したのであった。⁽⁶⁷⁾

また、F.P.Öの州組織は、オーバーエースタライヒ、ケルンテン、シュタイアーマルク、そしてザルツブルクにおいて相対的に強力であり、一九八六年の段階ではこれらの州党員の合計が、F.P.Ö全党員の四分の三を占めていた。しかし、党がハイダーの下でナシヨナリズムと結びついたポピュリスト的抗議政党として勢力拡大に成功して以降、全体の党員数は増大し、これら伝統的に強力であった州組織の党員数がF.P.Ö党員数全体に占める割合は低下した。その一方で、ウィーンやニーダーエースタライヒのような、それまで党員が少なかった州組織では党員数の大幅な増大に成功した⁽⁶⁸⁾（表1参照）。

さらに二〇〇〇年一〇月の時点では、F.P.Ö党員層における男性の割合は圧倒的に高く、その一方で女性の割合は

表1：FPÖ党员層の変化

州組織	党员数		1986年から2000年の増減		党员の割合 (%)		割合の変化 (%)	女性党员 (%)
	1986年	2000年	党员数 (人)	割合 (%)	1986年	2000年	1986年から2000年	2000年
ブルゲンラント	603	1567	+964	+160	1.6	3.1	+1.5	20.0
ケルンテン	7488	5416	-2072	-28	20.4	10.6	-9.8	20.9
ニーダーエースタライヒ	2423	7165	+4742	+196	6.6	14.0	+7.4	25.7
オーバーエースタライヒ	9124	12497	+3373	+40	24.9	24.4	-0.5	26.7
ザルツブルク	4287	4830	+543	+13	11.7	9.4	-2.3	27.3
シュタイアマルク	6679	6870	+191	+3	18.2	13.4	-4.8	27.0
チロル	1973	4871	+2898	+147	5.4	9.5	+4.1	26.2
フォーアアルベルク	2310	2801	+491	+21	6.3	5.5	-0.8	24.1
ウィーン	1796	5279	+3483	+194	5.0	10.3	+5.3	33.9
オーストリア	36683	51296	+14613	+40	100.0	100.0	-	26.4

Source: Kurt Richard Luther, The FPÖ: From Populist Protest to Incumbency. in: Peter H. Merkl, Leonard Weinberg (ed.), Right-wing extremism in the twenty-first century. London, 2003. p. 205.

二六%でしかなかった。例えばブルゲンラントやケルンテンの州組織では、女性党员の割合は二〇%程度であった。それでも、ウィーンでは女性の割合は約三四%であり、都市部において比較的高い比率を示していた。また、党员の年齢構成に関しては、ハイダーの党内権力掌握の後にFPÖの若返りが一定程度進み、三〇歳以下の党员は州組織別では例えば一九九二年にはブルゲンラントにおいて二七%、チロルにおいて二二%を占めていた。しかしこの年齢層の割合は、二〇〇〇年一〇月には党员全体では一一%にまで低下しており、他方六〇歳以上の党员数はハイダー指導下のFPÖにおいて一貫して全党员数の約四分の一を占めていた。かつてハイダーの党内権力掌握後に高かった若い党员の比率は、現段階では安定的状態にあると考えることもでき

よう。さらに職業別では、二〇〇〇年一〇月には全党員の約六分の一が労働者であった。それに対して、全党員に占める自営業者や農民の割合はいずれも約一〇%であった⁽⁶⁹⁾。

他方、F.P.Öの資金は増加を続けた。国家の政党助成は選挙結果と関連しているため、選挙での勝利に従ってF.P.Öへの助成金は増加した。例えば一九八九年に六五〇〇万シリングであったF.P.Öの収入は一九九三年には三億五五〇〇万シリングにまで増加し、その約九〇%が連邦と各州からの公費によるものであった。そしてF.P.Öの収入は、一九九七年には五億シリング規模へと拡大した。しかし、F.P.ÖはS.P.ÖやÖ.V.Pのような大きな党組織を持っていないため、組織維持のためではなく、プロパガンダのためにもつばら資金を投入することができ、選挙戦では大量のポスターやビラを活用することができた。さらに、ハイダーはプロパガンダのためにメディアを積極的に利用し、オーストリアで最も発行部数が多く、外国人政策や与党批判において彼の主張に同調する日刊紙『クローネン・ツァイトウング』を十分に利用した。この新聞を通してハイダーは、党機関誌を目にすることのない約三百万人もの同紙読者に対して自身の主張を効率的に浸透させることができたのであった⁽⁷⁰⁾。例えばこの関連で『クローネン・ツァイトウング』は、F.P.Öが主導した二〇〇二年の「テメリンを拒否する国民請願」の際には、チェコのテメリン原発に関する記事を三週間の間に一九回も一面に特集したのであった⁽⁷¹⁾。

加えて、F.P.Ö支持層について概観する必要がある。伝統的にF.P.Öは、比較的年齢が高い自営中間層を中心的支持層とし、ドイツナシヨナリズムを信奉する反聖職者主義的で経済的にリベラルな傾向を持つ人々を代表していた。しかし、ハイダーによる党指導部掌握とその後の路線転換で、この特徴は大きく変化した。F.P.Ö投票者に占める男性の割合が女性の割合と比較して高まり、投票者層は若年化した。また、高学歴者やホワイトカラーの割合が上昇する一方で、高齢者や低学歴層、自営業を中心とする旧中間層の割合は低下した。一九八六年国民議会選挙以降、F.P.

表 2 : 各社会的階層におけるFPÖの得票率

国民議会選挙での得票率	1986	1990	1994	1995	1999
男 性	12	20	28	27	32
就業男性	13	20	28	30	33
年金生活者	11	22	29	23	28
女 性	7	12	17	16	21
就業女性	7	13	17	20	22
主婦	8	11	17	14	25
年金生活者	5	12	19	10	19
30歳未満	12	18	25	29	35
30～44歳	11	15	22	24	29
45～59歳	6	15	22	10	21
60歳以上	8	16	22	15	23
農 業	5	9	15	18	10
自営業・自由業	15	21	30	28	33
官吏・公務員	9	14	14	17	20
職 員	13	16	22	22	22
労働者	10	21	29	34	47
年金生活者	8	16	24	16	24
職業訓練中	9	8	18	15	23
義務教育終了	6	14	21	18	25
専修学校・職業学校終了	11	19	26	27	31
大学入学資格取得・大学卒業	11	13	19	16	22

Quelle: Fritz Plasser, Peter A. Ulram, Rechtspopulistische Resonanzen. Die Wählerschaft der FPÖ. in: Fritz Plasser, Peter A. Ulram, Franz Sommer (Hg.), Das österreichische Wahlverhalten. Wien, 2000. S. 232.

Öはこうした傾向を強め、一九九九年選挙ではその支持層をホワイトカラー、主婦、自営業者に拡大することに成功した(表2参照)。
このFPÖ投票者層の構成から明らかかなことは、FPÖがすべての有権者層から均等に支持を得ているわけではな

いということである。一九八六年から一九九九年にかけて、F P Ö は国民議会選挙での得票率を三倍にすることができた。しかし、例えば Ö V P の支持基盤である農民、特定の資格を必要とする職員、官吏、最高学歴層では得票拡大が十分成功したとは言えない。F P Ö が支持拡大に特に成功したのは有権者のうち最も若い年齢層、特に若い就業者においてであり、この有権者層では就業男性や労働者層においてと同様に F P Ö は最も支持される立場にあった。

他方、F P Ö への投票に対する障壁としては、労働組合への所属や強い信仰心といった伝統的政治ミリユーや世界的・組織的紐帯が挙げられる。また、高学歴層や女性、特に高い教育を受けた女性では、低い教育や中等教育しか受けていない層や男性よりも明らかに F P Ö への支持が少なかった。それでも F P Ö は、一九九九年選挙では労働組合員の二一%から得票しており、一九五〇年代以降、労働者層全体での得票率を三%から四七%に上昇させた。さらに「保護されていない」部門である民間企業の従業員は、「保護された」部門である公営企業の従業員と比較して F P Ö を支持する傾向が強かったということ(2)を、多くの調査によって読み取ることができる。

3. F P Ö の攻撃対象

第二章で検討したように、現行綱領において F P Ö が表明する社会観、民主主義に対する理解はオーストリアの他の政党と比較しても独自のものであり、そのナシヨナリズムも急進的な内容を有していた。こうした極右主義的主張は、ハイダーを中心とする党幹部によって、メディアを有効に活用して効果的かつ直接的に大衆に伝達されている。彼らは、自らが大衆の立場に立って既存の政治・社会体制に対する抗議を行う政治家であるという点を強調し、攻撃的な批判を繰り返している。

スケープゴートと「敵の像」の設定は極右主義者の重要な世界観であり、彼らは、社会に存在する経済的、社会的、

あるいは政治的諸問題の責任をスケープゴートや「敵」に負わせようとする。スケープゴートや「敵」の存在は、市民の漠然とした不安を生み出す要因として極右主義者によって提示され、陰謀理論との結合が試みられる。人々の不安は、極右主義者のプロパガンダや扇動を通じてスケープゴートや「敵」に対する攻撃に転換させられる。ユダヤ人なき反ユダヤ主義とも言うべき状況や外国人敵対性などは、FPÖによる敵の像の育成と重大な関連がある。ハイダーらは、そのプロパガンダにおいて敵を集中的に攻撃しており、彼らのそうした言葉による攻撃は、しばしば結果として暴力行為を引き起こす要因ともなっている。ここでは、バイラーとノイゲバウアーの整理に従って、その代表的事例を具体的に検討してみよう。⁽⁷³⁾

(a) 「既成政党 (Altparteien)」

ハイダーは、攻撃すべき中心的な敵として「既成政党」を挙げている。彼は「既成政党」を、冷酷で権威主義的で絶対的な支配者として描こうとする。ハイダーにとって既成政党は、プロポルツ体制を通じてオーストリアの政治と社会全体を支配している存在なのである。「既成政党は「社会保険地獄」を作り出すこと必要としている。なぜなら、この基本的な生活領域への影響力行使を通じて市民を従わせることができるからである。既成政党は大連立を必要としている。なぜなら大連立に異常にしがみつくことによつてのみ、党機構と党員層を太らせるために既成政党に従属的な立場にある者たちから数百万シリングを引き出すことができるからである。既成政党は、不安感を煽り、信念をぐらつかせ、他党への誹謗中傷を行うプロパガンダを通じて、自らの支持者が忠誠心を喪失するのを一定程度以内に抑制するために国営放送を必要としている。⁽⁷⁴⁾」

ハイダーの攻撃対象は、SPÖとÖVPの党首や幹部といった個々の政治家だけではなく既成政党全体であり、彼

は既成政党を攻撃することによって、政党制自体を強く批判しているのである。そしてハイダーやFPÖの世界観においては、とりわけ左翼や社会民主主義、自由主義は強く否定されるべきものである。ハイダーは例えば社会民主主義に対して存在価値を認めておらず、左翼思想を「政治的異端者の迫害を行う完全なデマゴギー」と位置づけている⁽⁷⁵⁾。彼らにとって左翼は「社会全体の安定性、民族、そして伝統的価値にとっての脅威」なのである⁽⁷⁶⁾。さらにハイダーは、既存の自由主義についても「個人主義的傲慢さをとまなう表面的な自由主義」であると規定している⁽⁷⁷⁾。しかし彼は、自らが行った中傷に対する名誉棄損の訴えに対しては、不逮捕特権で守られている。彼は「既成政党」批判において「特権」を享受しながら、「既成政党」の特権廃止を訴えているのである。

(b) 反ファシスト、学者

ハイダー主導下のFPÖは、過去から現在に至る極右主義者の活動の「無害化」を試みる一方で、自らに批判的な個人やグループを極左あるいは共産主義と規定して、それらへの否定的なイメージを大衆に植え付けようとしている。この批判は、政治的左翼にのみ向けられてではなく、反ファシズムの立場に立つ学者や研究機関も同様に彼の攻撃にさらされている。例えば、基本資料に基づいてFPÖを分析し、その極右主義的政策を厳しく批判する活動を続けているオーストリア抵抗文書館(Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (DÖW))はその中心的な標的となっている⁽⁷⁸⁾。ハイダーは、自らを極右主義者と規定するDÖWに対して「似非学問的」である、「政治的異端審問」を行っている」と批判し、「共産主義者によって設立され、ウィーン市が出資するこの研究機関は筋金入りの社会主義者の手にある」と主張する⁽⁷⁹⁾。そして彼は、DÖWを「社会主義者と共産主義者による、左翼ではない全ての者に反対する活動の前線となる研究機関であり、数百万の税金が投入されている」と攻撃するのであった⁽⁸⁰⁾。

(c) マスメディア

ハイダーの政策を支持し、オーストリアで最も読まれている日刊紙『クロローネン・ツァイトウング』を除いて、オーストリアのメディアの大半はハイダーに反対の立場をとっている。週刊誌『プロフィール』やORF、多くのジャーナリストは、ハイダー主導下のFPÖによる攻撃と訴訟を通しての脅迫にさらされている。ハイダーやFPÖ幹部はインタビューでの批判的な質問を自らに對する迫害と認識し、それを許容しない。提訴されたりやインタビューを禁止されたりすることで、FPÖに批判的ジャーナリストは同党に對する取材・報道に大きな制限を受けている。

またハイダーは、オーストリアの新聞や雑誌は与党やその下部組織による補助金、外国の資金提供者に強く依存しており、それらマスメディアによって世論が独占されていると批判する⁽⁸¹⁾。その象徴的存在はORFであり、この放送局は、FPÖにとっては、SPÖが支配する「赤いテレビ放送」とÖVPが支配する「黒いラジオ放送」による「放送の独占体」という存在である⁽⁸²⁾。そしてハイダーは、ORFにおいては「無数の社会党員や売文業者が採用されているだけではなく、共産主義運動、あるいはモスクワでの講習会からやって来て仕事をしている者たちの影響力が増している」と批判するのであった⁽⁸³⁾。

(d) 外国人

極右主義者が「外国人」を敵の像として攻撃する場合、その対象は難民や南欧、東欧、第三世界から庇護を求めてやってくる経済的に貧しい人々である。彼ら外国人は、第一に共同体、社会、そして経済に関する諸問題のスケープゴートとして位置づけられる。そして第二に、人種主義的理由から、彼らは有機的で自然なままのドイツ民族共同体にふさわしくないとして拒否される。FPÖによれば、すべての民族は先祖伝来の地域においてその生活様式を守ら

なければならぬのであり、いかなる民族もいかなる文化的集団も存在し続け、その「純粹さ」を維持しなければならぬ。したがって、いかなる形での混合や多文化社会も非人間的であるとして拒否される。この「民族多元主義」は世界的規模でのアパルトヘイトをもたらしかねないが、その一方で極右主義者は、自らの外国人敵対性を「人間性」と「寛容」で覆い隠そうとするのである。それによって、文化概念の内に民族概念が隠蔽され、民族の相違を強調するかわりに自らと外国人の、それぞれの文化の維持という主張が前面に押し出されることになる。ゆえに民族自決権も、極右主義者によってわい曲された意味合いで利用されることになる。

この外国人に敵対的な態度は、例えば第二章で言及したように失業者数と外国人労働者数の対比となって表明される。一九九三年の「外国人制限国民請願」の要求項目にあるように、「失業率が5%に低下するまで移民受け入れ停止」が求められ、両者の相殺を主張される。⁽⁸⁴⁾ こうした手法は、一九三八年以前のナチスのプロパガンダでとられた方法と類似していると判断される。当時ナチスは、反ユダヤ主義的偏見を煽り立てるためにウィーン在住のユダヤ人の数と失業者数を比較して提示したのであった。他方FPÖは、「制御されない、不法な移民の受け入れは、社会的緊張状態、暴力行為、そして犯罪の極端な増加をもたらす」原因になると訴える。⁽⁸⁵⁾ ハイダーは、「社会主義体制の崩壊、それによって引き起こされる経済的悲劇、西側諸国の経済的反応は、移住運動を一層強めることになる。歴史上の民族大移動以上にずっと大きな次元で進行する新たな民族大移動の問題を解決することなしには、ヨーロッパ諸国には、ヴァイマル共和国での六〇〇万人の失業や三〇年代のオーストリアにおける社会的破滅が意味するのと同様の、社会的・政治的爆薬 (Sprengstoff) が集まる危険が存在することになる」と指摘し、⁽⁸⁶⁾ 国民の間に「外国人の洪水」、「難民の殺到」といった不安感を煽り立てようとするのである。

こうしてFPÖの外国人に敵対的な政策は、この「オーストリアをまず第一に」というスローガンを掲げての「外

国人制限国民請願」で非常に高まりを見せた。ハイダーにとってこの国民請願は、外国人を排除しようとするFPOの路線をより一層明確化させるとともに、外国人に敵対的な雰囲気⁽⁸⁷⁾を国民の間にもたらすことを目指すものであった。FPOは、多くの難民や移民の「流入」がオーストリアの伝統を破壊しかねないという、漠然とした国民の不安を煽ったのであった。彼らの「外国人制限国民請願」におけるプロパガンダでは、国民感情の情緒化と過激化の動力源としての人種主義、政治的に計算された暴力など、ナチスのテロの考え方や政治活動スタイルとの共通性を十分読み取ることが⁽⁸⁸⁾できる。

(e) ヨーロッパ統合の進展

EU統合への反対は、FPOにとって外国人敵対性の新たな表現形態であった。ハイダーは、超国家組織の創設とその統合強化や、地域主義の高まりに伴う国家の相対化を拒否する態度を示し、オーストリアの国際的孤立を公然と主張する。そもそも彼にとって、EUの前身であるECは「冷戦下の権力関係と影響力という次元に固執し、ヨーロッパ全体のために自由、平等、安全を求めて優先的に努力しようとしな⁽⁸⁹⁾い戦後ヨーロッパの産物」でしかなかった。そしてハイダーは、「マーストリヒト条約の発効は、少なくとも間接的には国民国家のほとんどすべての権限が整理され、しかしますます民主主義的正統性に乏しい超中央集権国家をもたらす」のであり、「マーストリヒト条約はヨーロッパにとって誤った解答である」とし、⁽⁹⁰⁾ヨーロッパの連邦国家化を進めるこの条約に代わって「国家連合を創設するための条約が締結されなければならない」と主張する⁽⁹¹⁾のであった。

オーストリアのEU加盟の是非を問う国民投票は一九九四年六月に行われ、投票者の三分の二の賛成によって加盟が決定した。しかし、EU加盟反対が三分の一に達するという結果は、FPOにとって政治的活動領域を新たに拡大

する基盤としては十分であった。⁹² その際、ハイダーは、オーストリア国民のEUに対する不安をFPÖの勢力拡大のために利用し、「小市民のロビン・フット」としての役割を担おうとしたのであった。⁹³ この国民投票の四カ月後に行われた国民議会選挙では、FPÖは「オーストリアの利益はEUの中心となる諸国家や統制経済に優先する」とし、「EUの民主化に賛成し、各国通貨の廃止と連邦制に反対するマーストリヒト条約批判勢力の結集」を訴えた。⁹⁴

さらに加盟後は、FPÖはEUからの脱退ではなく、行き過ぎた主権の分割への反対を表明した。それは例えば、ヨーロッパの共通通貨ユーロの導入への反対であった。ハイダーは次のように主張した。「もはや独自の通貨政策を行うことの出来ない国家は、独自の経済政策や社会政策を行うことは出来ない」、「我々の経済政策やそれと関連した社会政策のための枠組み設定が他者によってなされるのであるならば、他者はオーストリア人の運命をも意のままに出来るのである」と。⁹⁵

そして彼らFPÖは、EUの東方拡大にも反対の立場を明確にし、一九九九年には、党の教育機関である自由主義アカデミー (Freiheitliche Akademie) がEUの東方拡大をテーマとして論文集を発行した。その中で元大使のエアヴィン・マツチュ (Erwin Matsch) は、FPÖの国民議会会派がEUの更なる拡大に反対した報告書を支持しつつ、「オーストリアの立場からは東方拡大は拒否されなければならない。なぜならエストニア、ポーランド、スロヴェニア、チェコ共和国、ハンガリー、キプロスは例外なく問題のある状況に置かれているからである」と指摘した。⁹⁶ またFPÖは、二〇〇二年にオーストリア国境に近いチェコのテメリン原発の停止を求めて「テメリンを拒否する国民請願」を発議した。この国民請願には、チェコ政府がテメリン原発を停止しない場合には同国のEU加盟にオーストリアが反対するという内容を含んでいた。したがってこの国民請願は、テメリン原発の危険性を指摘するという内容を前面に押し出しつつも、実際にはEUの東方拡大に反対するキャンペーンであった。⁹⁷

現在では、オーストリアの議会内政党の中では、FPÖのみがEU批判を展開している。⁽⁹⁸⁾ 外国人問題と同様にヨーロッパ連合も、国民の不安を煽る要素としてハイダーやFPÖによって十分に利用されていると言える。

(f) ユダヤ人

FPÖは反ユダヤ主義をナチズムから受け継いでおり、党の歴史の重要な構成要素である。そしてFPÖにシンパシーを感じる層における反ユダヤ主義的偏見は、それ以外の国民においてよりも強い。⁽⁹⁹⁾ シュテーターが党首であった時代には排除されていた反ユダヤ主義は、ハイダーの下で、法律に抵触せず大衆に受け入れられる形で再びFPÖにおいて強まっている。

反ユダヤ主義を正当化するために、FPÖはナチスの犯罪を「無害化」あるいは相対化しようとしており、イスラエルの政策への非難といった形態にカムフラージュされて反ユダヤ主義が生み出されている。⁽¹⁰⁰⁾ 例えば、ニーダーエースタライヒ州カウムベルクのFPÖ支部は、二〇〇二年国民議会選挙の選挙戦のために反ユダヤ主義的パンフレットを作成していた。この「外国人が多すぎる状況」を警告するダイレクトメールに同封された小冊子では、中東の紛争は「(ユダヤ人の) ニューヨーク」と結びつくグローバルに組織されたシオニズムとFPÖの「友人」であるアラブ諸民族との間の闘争として描写されている。この小冊子の執筆者はアメリカを批判し、「シオニストの占領者に対する抵抗運動としてのアラブ人の解放組織」が承認されることを要求していた。⁽¹⁰¹⁾ また、ハイダーは、イラクのフセイン大統領(当時)やリビアのカダフィ大佐といった、イスラエルと最も敵対している人物を訪問していた。カダフィにとっては、ハイダーは「シオニストの支配」に対する闘いにおける同盟者と位置づけられるのであった。⁽¹⁰²⁾

しかも反ユダヤ主義は、オーストリア人と他の民族の混血に反対する民族多元主義とも密接に結びついている。ハ

イダーは、ユダヤ人を固有の民族として明確化することによって、ユダヤ人を「真のオーストリア人」と区別しようとするのであった。⁽¹⁰⁾ ハイダーによる第三帝国の「雇用政策」を称賛する発言やかつての武装SS隊員の集会への参加は、ナチズムと反ユダヤ主義によって引き起こされた犯罪を極めて軽んじる態度の表れであると考えられよう。⁽¹¹⁾ 彼やFPÖ幹部が、ホロコーストを他に類を見ない重大な犯罪行為として受け入れようとせず、ナチズムを相対化し、「無害化」しようとしている点で、彼らは間違いなく戦後の反ユダヤ主義者の一グループであると判断できる。⁽¹²⁾

第三節 台頭要因

ハイダーの政治的上昇過程やFPÖ内部における権力掌握後の行動様式から判断して、彼の極右主義的傾向は明らかであると考えられる。そしてハイダー主導下のFPÖは、かつての極右勢力の主張に新たな装いをまとわせることで自らの極右主義イデオロギーの国民への浸透を試み、選挙で大きな成功を収めた。このFPÖの躍進によって、戦後オーストリアの民主政治が不安定化する要素が増大したのであった。⁽¹³⁾

ハイダーやその指導下にあるFPÖの台頭に大きな影響を与えた要因として、国際的には一九八九年以降の旧社会主義諸国の崩壊に始まる根本的な世界政治の変化やそれと関連する新たな人々の移動が挙げられよう。また、一九九〇年代におけるECからEUへのヨーロッパ統合の進展とオーストリアのEU加盟（一九九五年）、そして二〇〇四年五月に達成されたEU東方拡大によって、戦後のオーストリアを取り巻く状況はさらに大きく変化した。こうしたヨーロッパの統合をめぐる状況変化こそ、ハイダー指導下のFPÖが台頭した要因として極めて重要であろう。これら国際環境の変化は、外国人の「流入」や国家主権の分割といった形でオーストリア国民に不安感をもたらすことになっ

た。

さらにオーストリア国内では、SPÖとÖVPという両大政党による「陣営の結束」が弱まり、それとともに両党の社会的影響力も弱体化した。一九七〇年代まで、オーストリアの有権者の多くはSPÖやÖVPとの強い結びつきを示す「陣営内の結束」を保っていた。しかし一九八〇年代以降、こうした有権者と政党の結びつきは弱まり、政党間競争の枠組みに変化が訪れたと考えられる。⁽¹⁰⁾ 二大政党を中心として常に特定の政党に投票する固定投票者(Stammwähler)の割合は、プラッサーらの調査によれば一九七九年には六六%であったが、一九九九年には四三%に減少した。それとともに、一九七九年国民議会選挙では一六%であった、選挙の争点に応じて投票する政党を変更する意識的浮動層(Wechselwähler)の割合は、一九九九年には四六%に大きく増加した。そして、一九七九年選挙では九%と考えられた選挙戦の最後の段階で投票する政党を決定する有権者の割合も、一九九九年選挙では二〇%に上昇した。その結果、テレビなどのマスメディアの影響力が一層高まったのであった。⁽¹¹⁾

FPÖはこうした政治状況の変化に対して、二つの方法で対応した。それは一方では、有権者が既成二大政党と結びついた「陣営内の結束力」の低下にもなつて増加した意識的浮動層に対する積極的対応と、既成二大政党が対応しきれいていない政治的テーマへの対応であった。そして他方では、政治的テーマの新たな創造とその争点化、政治的ライバルの提案と戦略に対する新たな対案の提示であった。これらに結合する形で、一九八六年以降、FPÖは党への投票者層の変化にも対応し、党やその総裁のイメージを変化させた。⁽¹²⁾

この台頭要因をより整理するならば、オーストリアに特徴的であった政治的陣営の結合力低下、過剰に社会に介入する政党国家システムのゆらぎ、そしてFPÖにとって有利なナショナリズム感情の高まりという三点が挙げられる。⁽¹³⁾ まず第一に、陣営構造の崩壊は工業の近代化やサービス業の増大、農業従事者の減少といった産業構造の転換に伴っ

て進行し、それとともに既成二大政党はその得票基盤の変化と中核的投票者層の減少という状況に直面した。そのため二大政党は、陣営内部の統合力低下を防ぐために福祉国家的プロポルツ体制を一貫して強化してきた。またSPÖは、クライスキーの個人的人気によって一九八三年までは少数派政権を維持することさえできていた。しかし、一九八三年から八六年までのSPÖ/FPÖ小連立以後に再び大連立が構築されることによって、既存政治への信頼感の低下がプロポルツ批判という形で表面化した。FPÖは大連立とプロポルツに関して、「ÖVPとSPÖが大連立による権力の独占体を形成し」、「政治のみならず経済や文化、そして社会のあらゆる領域においてオーストリアが黒(VP)と赤(SPÖ)に二分化されている」と批判したのであった。⁽¹⁰⁾

第二に、戦後オーストリアの政党国家は、SPÖとÖVPが社会の重要な領域を制御する協調民主主義体制(Koordinanzdemokratie)によって維持されてきた。この協調民主主義体制を通じて、両党の影響は議会や政府にとどまらず、社会の様々な領域にまで拡大した。しかし、一九九五年にEUに加盟したことによって、二大政党は市場開放政策を採用せざるを得ない状況となった。オーストリアにおける市場開放政策の中心的課題は国営企業の民営化であり、その結果、政党国家体制は次第に弱体化する傾向を示すことになった。こうした状況下、与党の二大政党が既存の体制を変化させるにしたがって、結果的にFPÖの与党批判に一定の根拠が与えられることになり、彼らは一層過激な批判を展開することになった。⁽¹¹⁾

これら社会状況の変化は、その支持層の分析においても明らかであった。ハイダーがFPÖ総裁となった一九八六年以降の国民議会選挙では、同党に対する有権者の投票動機として「ハイダーという人物」、彼やFPÖがもたらすと考えられた「清新な風」への期待、既成二大政党に対する「懲らしめ」、そしてスキヤンダルや特権、汚職に対するFPÖの抗議の態度が挙げられた。さらに、外国人問題に対するFPÖの厳しい態度も多くの有権者の支持を集めた。

野党であるFPÖへのこれら投票動機から考えて、FPÖへの投票者の中には明らかに既成の政治・社会体制に対する不満が蓄積していると言える。さらにこの傾向は、他の政党からFPÖへの投票政党を変更した意識的浮動層においてより一層顕著であった。さらに、こうした傾向は一九九九年国民議会選挙にも引き継がれた。一九九九年選挙では、有権者のFPÖへの投票動機は、清潔な風への期待、変化、大連立への拒否が中心であった。それらに、外国人政策、「ハイダーという人物」が⁽¹⁸⁾続いた。

しかし、既成の政治・社会体制に対する抗議投票の傾向が比較的強く現れたこれらのFPÖ投票者層の投票動機から分析から、同党が極右政党的傾向を弱め、抗議政党に転換したと判断するのは誤りであろう。右の二つの要因に加えて、FPÖ台頭の第三の要因としてEU統合の強化や外国人のオーストリアへの「流入」といった外的要因による人々の日常生活への不安感の高まりとの関連でのオーストリア国民のナショナリズム感情を指摘せねばならない。すでに、一九八六年の大統領選挙の際に第二次世界大戦中に武装親衛隊員として活動していたとして提起された大統領候補ヴァルトハイムに対する国外からの批判は、FPÖの支持拡大に大きな効果を発揮していた。⁽¹⁹⁾というのも、戦後のオーストリアには自己批判的に自国の過去と向き合うことを主張する少数派も存在したが、国民の多数派は「オーストリアはヒトラー体制の最初の犠牲者である」という、一九四三年のモスクワ宣言で連合国によって確認され、戦後の連邦政府が公式見解としていた歴史観を有していた。そのため、ヴァルトハイム選出に対する国際社会の厳しい批判は、逆にオーストリア国民のナショナリズム感情を煽ることになったのである。したがってオーストリア国内では、ヴァルトハイムは世界的規模での中傷キャンペーンの犠牲者であると考えられた。ハイダーとFPÖはこの国内状況を利用し、大統領選挙によって高められた国民のナショナリズムを自らの目的である得票極大化に利用したのであった。こうしたオーストリア国民のナショナリズム感情は、FPÖの勢力拡大にとって重要な基盤となったと考えられる。

さらにその後、権威主義的な指導者であると判断されるハイダーを中心としてF.P.Öは、選挙戦時を中心とする大衆的キャンペーンにおいて、EU統合や外国人「流入」問題といった国民のナショナリズム感情と結びつきやすいテーマを攻撃対象として取り上げてきた。超国家組織EUへの主権の分割という形で進行するヨーロッパ統合の強化によって、オーストリアの主権は一層制限されることになった。それによって、例えば社会保障政策や環境政策に対するオーストリアの自主性が発揮される余地は狭まることになった。また、EU統合の強化と関連して国内市場の開放が進められるとともに、ヨーロッパにとどまらず政治的・経済的グローバル化も進展した。そして二〇〇四年にはEUは東方拡大し、加盟国は二五カ国になった。そのため人口の流動性が高まり、多くの移民がオーストリアに「流入」するという外国人「流入」問題が指摘されるようになった。これらオーストリアを取り巻く国際環境の変化は、オーストリア政治の攪乱要因として、国民の間でのそれまでの生活が変化することへの、あるいは現状の秩序が脅かされることへの不安を増大させた。この状況下にF.P.Öは、対外的にはグローバリズムの進展に対しての、国内的には二大政党によるプロポルツ体制に対しての国民の不安と不満を結合させ、ナショナリズム感情を高めるプロパガンダを行った。そして特に一九九〇年代以降、状況を打開する勢力としてF.P.Öへの国民の支持が拡大したのである。さらにこのプロパガンダの際には、すでに見たようにF.P.Öは反ユダヤ主義的傾向も同時に示してきた。彼らの攻撃的な宣伝スタイルは、ハイダーを中心として採用されたものであつて、彼の存在と密接に結びついている⁽¹⁵⁾。そのため、ハイダー個人に魅力を感じてのF.P.Öへの投票行動が、彼の極右主義的傾向と無関係であるとは言えない。そしてこの「ハイダー待望」の感情は、強い指導者への期待とも関連するものであろう。また、ハイダーやF.P.Öの既存のオーストリア民主主義体制に対する厳しい批判がオーストリア社会をハイダー中心の権威主義的な社会へと転換させようとするものであることは、その党綱領からも明らかであった。

この第三の要因であるナショナリズムとの関連では、例えば政治学者ベッツは、ポピュリズムと結びついた極右政党の思想的な中核の一つに外国人敵対性 (Ausländerfeindlichkeit) を挙げる。彼は、外国人敵対性を「自らの社会の防衛を目指した、様々な政治的テーマの複合体の一部である」と指摘している。⁽¹⁹⁾ また同じく政治学者であるペリンカも、F.P.Öの支持層に外国人敵対性が存在することを認めた上で、アンケートで投票動機を回答する際に有権者の一部が外国人敵対性を隠した可能性にさえ言及している。⁽²⁰⁾

F.P.Öが、既成二大政党を中心とする政治・社会体制を批判することを通して、自らを「刷新の党」というイメージで有権者に印象づけようとしていることも明白である。有権者のF.P.Öへの投票動機は、確かに表面的には抗議投票の性格を持っていると見られる。しかし、F.P.Öの従来からの主張は極めて極右主義的であり、同党はポピュリスティックの抗議の態度を通して自らの極右主義的な基本思想を大衆に広めようとしていると判断するのが妥当であろう。

ハイダーは、オーストリアの政治と社会の変動状況の中で、国民に内在する「信念のぐらつき」とも言うべき政治的陣営の結合力低下や不安・不満の高まりといった心理的動揺を見いだした。彼は、汚職やスキャンダル、政治家の特権といった具体的な批判の対象を国民に提示した。また、EU加盟やその拡大との関連で進行する国境の開放に伴って増大する「外国人「流入」問題」も、国民にとって大きな不安要因であったと考えられる。ハイダーは、それらのテーマに関する「不安の国民意識」をポピュリスティック的手法で煽ることによって、F.P.Öの勢力を増大させたのである。したがってF.P.Ö台頭をめぐっては、国民に不安と不満の意識が蓄積されている点が極めて重要な基盤になっていると指摘される。この有権者の意識に対応して、ハイダーは常に新しい政治的テーマを作りだし、それを政治的に道具化することを試みている。その際彼には、自らにとって、あるいは国民にとっての「敵」を見いだし、それと陰謀理論を結びつけることが重要な方策なのであった。一九八六年以降明らかかな成功を収めたハイダーとその指導下で急激

な勢力拡張を果たしたFPÖは、間違いなく極右主義的傾向を強く持つポピュリストであると判断される。⁽¹⁸⁾

注

- (1) 以下の記述は主としてBrigitte Bailer-Galanda, Wolfgang Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. Berlin, 1997. S.24-29, S.33-35. 及びChrista Zöchling, Haider. Licht und Schatten einer Karriere. Wien, 1999. S.23-144. 22頁以下を参照。
- (2) Zöchling, a.a.O. S.30-35.
- (3) Ebd. S.41.
- (4) オーストリアの歴史教育については、近藤孝弘『自国史の行方 オーストリアの歴史政策』(名古屋大学出版会 二〇〇一年)参照。
- (5) 増谷英樹「オーストリアの戦争責任問題とハイダーの生い立ち」、『戦争責任研究』第三二号 二〇〇一年 収録)五八頁。
- (6) Zöchling, a.a.O. S.45.
- (7) ナチスドイツ支配下のオーストリアにおいては、国民の約一〇%がナチ黨員であったが、ケルンテン大管区のナチ黨員数は約四・六万人であり、ケルンテンは「総統に最も忠実な大管区」と呼ばれた。増谷英樹『歴史のなかのウィーン』(日本エディタースクール出版部 一九九三年)三四頁。一九三四年三月の時点で、ケルンテンの人口は約四〇万人であったため、ナチ黨員の割合は一〇%を越えていたと考えられる。Statistik Austria (Hg.), Statistisches Jahrbuch 2005. Wien, 2005.
- (8) なお、一九八四年のケルンテン州議会選挙における有効投票に占める得票率は、SPÖが五一・六%、ÖVPが二八・三%、FPÖが一六・〇%であった。一方、国民議会選挙におけるFPÖの連邦全体の得票率は一九八三年には五・〇%であったが、ハイダーの連邦総裁就任後の一九八六年には九・七%であった。Österreichischen Statistischen Zentralamt (Hg.), Statistisches Jahrbuch für die Republik Österreich 1995. Wien, 1995.
- (9) Brigitte Bailer, Wolfgang Neugebauer, Die FPÖ: Vom Liberalismus zum Rechtsextremismus. in: Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), Handbuch des österreichischen Rechtsextremismus. Aktualisierte und erweiterte Neuausgabe. Wien, 1996. S.365-368.
- (10) Zöchling, a.a.O. S.143.
- (11) Bailer, Neugebauer, Die FPÖ: Vom Liberalismus zum Rechtsextremismus. in: Dokumentationsarchiv des österreichischen

- Widerstandes (Hg.), a.a.O. S.369.
- (21) Zöchling, a.a.O. S.140.
- (23) Ebd. S.135-136.
- (14) バイラーとハイゲバウアーによれば、オーストリア極右主義に位置づけられる文化・スポーツ組織の中で今日最も重要な組織は ÖFB (Österreichischer Brigittener, Wolfgang Neugebauer, Rechtsextreme Verein, Parteien, Zeitschriften, informelle/illegalen Gruppen. in: Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), a.a.O. S.107, S.197-201.
- (15) National Zeitung, Nr. 30(29. Juli 1966.) の『ナツィオナル・ツァイトゥング』は、ドイツで発行されている極右主義的新聞である。同紙は一六歳のハイダーの演説に対して、「弁論大会の勝者は、若い世代が数千年にわたるドイツ民族の伝統を自覚しているということに対する説得力ある証拠として我々が繰り返し返している、ドイツ国民とオーストリア国家に対する熱烈な信仰告白を行った」と評価した。なお、ハイダーのこの演説は、一九五八年に FPÖ が一九七五年綱領を補足する形でまとめた「自由主義的政策の方針」から非常に強い影響を受けており、本文に引用したハイダーの演説内容の「オーストリアのドイツ人は境界に住む民族であり……」より以下の部分は「この「方針」が原文のままに引用されている。 Richtlinien freiheitlicher Politik in Österreich. Wien, 1958 参照。この事実から、ハイダーがすでにこの段階で FPÖ から大きな影響を受けていたことは明らかであろう。
- (16) Jörg Haider, Die Freiheit, die ich meine. Frankfurt am Main, 1993. S.147-148. の「第三共和国」構想は、ハイダーが自身の思想を具体的に述べたこの文献において詳細に展開されている。
- (17) Bailer-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.57. ただしバイラーは、近年ではドイツの知識人の「新右翼」によって民族共同体概念が「全体性 (Ganzheitlichkeit)」という言葉に置き換えられている点を指摘している。 Brigitte Bailer, FPÖ, F-Bewegung und Neue Rechte. in: Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft 1995/3. Wien, 1995. S.265. この用語の置き換えは、ハイダーの『私の考える自由』では「個別の集団のエゴイズムはより少なく、より多くの全体性的思想 (ganzheitliches Denken) を」(S.240)、「(問題の) 解決策は全体性に基く社会的政策 (ganzheitliche Gesellschaftspolitik) を提供するのみ存在する」(S.24) という形を示されている。 Haider, Die Freiheit, die ich meine.
- (18) Ebd. S.219.
- (19) Ebd. S.153.
- (20) Ebd. S.214.

- (21) Hans-Henning Scharnack, Kurt Kuch, Haider. Schatten über Europa. Köln, 2000. S.136.
- (22) Haider, Die Freiheit, die ich meine. S.127.
- (23) Ebd. S.167-168.
- (24) Bailier, a.a.O. S.267.
- (25) Scharnack, Kuch, a.a.O. S.163.
- (26) Haider, Die Freiheit, die ich meine. S.146.
- (27) Jörg Haider, Österreich-Erklärung zur Nationalratswahl 1994. Wien, 1994. S.34. F.P.O.は「一九九四年国民議会選挙の選挙綱領では、この点に関して『我々は加害者ではなく被害者を守る』との表題の下、『犯罪が増加している。オーストリアは、もはやこれまで我々が長く暮らしてきたように安全な国ではない。国際的犯罪、犯罪集団、麻薬取引がますますオーストリアへ広がっている。EU内での国境検問の廃止は状況を悪化させた』との認識を表明した。そしてF.P.O.は、『以前のようには罰則は見せしめ効果を持たなければならぬ』、『集団的犯罪、テロリズム、麻薬取引の克服のために、広範な権限を持った特別機関が新設され、罰則が強化されなければならぬ』、『警察機関は人的な面、財政的な面、装備の面で強化されなければならぬ』、『司法を政治の影響から解放するために、検察庁における訴訟手続き打ち切りへの命令権が廃止されなければならぬ』と主張した。Ebd. S.61.
- (28) Haider, Die Freiheit, die ich meine. S.135.
- (29) Scharnack, Kuch, a.a.O. S.163-165.
- (30) Bailier-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.63-64.
- (31) Scharnack, Kuch, a.a.O. S.109.ハイダーは自著『私の考える自由』において、この発言に対して強い批判があったことに不満を表明するとともに、「一九三八年のドイツによるオーストリア併合に対するソ連の対応との関連で次のように述べた。『つまり最初は、文化闘争を手段としてシュレーニツク独裁を正当化し、モスクワの視点で危機を減少させることによってドイツの拡大を防ぐためのソヴェエト人の戦略的策略であったにほかならぬ』と。Haider, Die Freiheit, die ich meine. S.112-113.そしてさらに、ハイダーは「固有のオーストリア国民という概念は三〇年代の共産主義による創造物であるのみならず、全ドイツ的な歴史と責任からのオーストリアの公式の逃避の表現でもあった」と主張した。Ebd. S.222.
- (32) Bailier-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.64.オーストリア国家条約第四章は以下の通りである。「1. 連合国は、オーストリアとドイツの政治的あるいは経済的統合が禁止されることを宣言する。オーストリアは、このことが

らへの自らの責任を完全に認め、ドイツとのいかなる性質の政治的あるいは経済的統合も行わない。2. そのような統合を防ぐために、オーストリアは決してドイツとの協定を結びず、いかなる行動もせず、ドイツとの直接的あるいは間接的な政治的あるいは経済的統合を促進し、あるいはその領土保全もしくはは政治的あるいは経済的独立を損なうであらういかなる措置も講じない。オーストリアは今後、その領土内における、そのような統合を直接的あるいは間接的に促進するであらうあらゆる行為を防止する義務を負い、ドイツとの政治的あるいは経済的統合を目標とするあらゆる組織の存続、再活性化そして活動、さらにはドイツとの統合のための大ドイツ主義的プロパガンダを防止する。』 United Nations Treaty Series. Vol.217, p.297., p.299.

- (33) Bailier-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.64-65.
- (34) Andreas Mölzer (Hg.), Weil das Land sich ändern muss! Auf dem Weg in die Dritte Republik. Wien, 1994. S.144.
- (35) Jörg Haider, *Befreite Zukunft jenseits von links und rechts. Menschliche Alternativen für eine Brücke ins neue Jahrtausend.* Wien, 1997. S.205.
- (36) Bailier, a.a.O. S.269.
- (37) 例えば彼は「FPÖの綱領においてのみ、ナチズムを含めたすべての全体主義的イデオロギーと包括的に距離がとられている」と主張する。Haider, *Die Freiheit, die ich meine.* S.245.
- (38) FPÖは自らを「戦争世代の唯一の政治的代表者であり、その集団の記憶を守る存在」と理解していた。そしてFPÖによる第二次世界大戦に参加した「戦争世代に対する弁護」は「ナチズムの間接的な相対化と指摘されるものであった。Valter Manoschek, *Die Wehrmacht und die Ausstellung "Vernichtungskrieg. Verbrechen der Wehrmacht 1941 bis 1944"* als Thema österreichischer Vergangenheitspolitik. in: *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft* 2001/1. Wien, 2001. S.68-69.
- (39) Haider, *Die Freiheit, die ich meine.* S.115. 以下はハイダーは「ソヴェエト共産主義とナチズムにおいて、その体制がとった恐ろしい方法で我々は独裁をはっきり認識する」と述べ、ナチ体制をソヴェエト共産主義体制と同列に扱っている。Ebd. S.46. こうしたナチズムをソ連型共産主義との対比において相対化する議論は、一九八〇年代後半にドイツの歴史家エルンスト・ノルテ(Ernst Nolte)によって示され、大きな論争となった。ユルゲン・ハーバーマス、エルンスト・ノルテ他(徳永恂、清水多吉、三島憲一他訳)『過ぎ去ろうとしない過去 ナチズムとドイツ歴史家論争』(人文書院 一九九五年) 参照。
- (40) FPÖ, *Im Brennpunkt: Die Freiheitliche Partei Österreichs (FPÖ).* S.70.
- (41) Bailier-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.67-69.

- (42) この解任についてハイダーは、次のように反論している。「ケルンテン州議会における議論の中でSPÖの会派総裁は、オーストリアの労働市場行政の非効率さと職権乱用への私の批判を受けて私を挑発し、ヤジの中で彼は私の思想を第三帝国の思想と対比した。私は、「秩序ある雇用政策」という言葉で挑発を返したのである」、「私は、第三帝国を称賛していないことを自ら明白に強調した」と。Haider, Die Freiheit, die ich meine. S.114.
- (43) Bailer-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.73-74., Scharlach, Kuch, a.a.O. S.38-40.
- (44) Haider, Die Freiheit, die ich meine. S.116-117.
- (45) Bailer-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.68.
- (46) Ebd. S.63-66.本論文第二章参照。
- (47) Bailer, a.a.O. S.269-270.
- (48) Haider, Österreich-Erklärung zur Nationalratswahl 1994. S.28.
- (49) Profil, 40/1999, S.77.
- (50) Bailer-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.35-41.
- (51) Bailer, a.a.O. S.272.
- (52) 「アンソク国防スポーツグループ」は大規模な武器庫を保有しており、一九九二年に警察によって解散させられた軍事的極右集団である。Brigitte Bailer, Wolfgang Neugebauer, Rechtsextreme Verein, Parteien, Zeitschriften, informelle/illegale Gruppen. in: Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), a.a.O. S.119.
- (53) 「民主政治のための協働体 (AHD)」は、形式的には政党であり、明確に極右主義的傾向を持ってイデオロギー的・文化的活動を行っている。AHDは国内外の多くの極右勢力とつながりを持っており、FDÖとも良好な関係にある。「アンソク国防スポーツグループ」が、バーンAHD経営の飲食店を拠点の「ソック」だった。Bailer, Neugebauer, Rechtsextreme Verein, Parteien, Zeitschriften, informelle/illegale Gruppen. in: Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), a.a.O. S.119.
- (54) Bailer-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.30-31.
- (55) Bailer, Neugebauer, Die FPÖ: Vom Liberalismus zum Rechtsextremismus. in: Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), a.a.O. S.382-383.
- (56) Bailer-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.46-49.

- (55) Bailier, a.a.O. S.271.
- (58) 東原正明「翻訳・紹介 オーストリア自由党綱領」(北海学園大学大学院『法学研究科論集』第二号 二〇〇一年)二〇六―二〇八頁。
- (59) Antrittsrede des neugewählten Bundesparteiobmannes Dr. Jörg Haider auf dem ordentlichen Bundesparteitag am 14. September 1986 in Innsbruck. S.4.
- (60) Bailier-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.41-42.
- (61) Kurt Richard Luther, Die Freiheitlichen (F). in: Herbert Dachs u. a. (Hg.), Handbuch des politischen Systems Österreichs. Die Zweite Republik. Wien, 1997. S.290-291.
- (62) Kurt Richard Luther, The FPÖ: From Populist Protest to Incumbency. in: Peter H. Merkl, Leonard Weinberg (ed.), Right-wing extremism in the twenty-first century. London, 2003. p.203.
- (63) Luther, Die Freiheitlichen (F). in: Herbert Dachs u. a. (Hg.), a.a.O. S.292.
- (64) Bailier-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.43.
- (65) FPÖ, Im Brennpunkt: Die Freiheitliche Partei Österreichs (FPÖ). S.28.
- (66) この党組織に関する具体的な記載が、二〇〇〇年の政権参加後のF.a.O自身が発行した文書FPÖ, Im Brennpunkt: Die Freiheitliche Partei Österreichs (FPÖ). S.28-29,及びLuther, Die Freiheitlichen (F). in: Dachs u. a. (Hg.), a.a.O. S.288-289.に依頼して行われた。
- (67) Ebd. S.289-290, Bailier-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.42-43.
- (68) Luther, The FPÖ: From Populist Protest to Incumbency. in: Merkl, Weinberg (ed.), op.cit. pp.204-205.この期間に党員数は、ウィーンで一九四〇%、ニーダーエスタライアでは一九六%増加していた。それとともに両州の党員数が全党員数に占める割合もそれぞれ一〇・三% (一九八六年は五・〇%)、一四・〇% (同様に六・六%) へと高まった。
- (69) Luther, The FPÖ: From Populist Protest to Incumbency. in: Merkl, Weinberg (ed.), op. cit. pp.205-206.
- (70) Bailier-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.43-45. 『ハローゲン・シャートマン』の読者数に「この本は、オーストリア統計庁のホームページ <http://www.statistik.at/> 参照。
- (71) Gerfried Sperl, Die umgefärbte Republik. Anmerkungen zu Österreich. Wien, 2003. S.58.
- (72) Fritz Plasser, Peter A. Ullram, Rechtspopulistische Resonanzen. Die Wählerschaft der FPÖ. in: Fritz Plasser, Peter A. Ullram,

Franz Sommer (Hg.), Das österreichische Wahlverhalten. Wien, 2000. S.230-234.

- (73) Bailier-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.77-102.
 (74) Haider, Die Freiheit, die ich meine. S.200-201.
 (75) Ebd. S.52.
 (76) Bailier, a.a.O. S.265.
 (77) Haider, Die Freiheit, die ich meine. S.28.
 (78) DÖWはバーン中心部であり、ナチスに対する抵抗運動に関する研究を行うとともに、オーストリアやドイツの現代の極右勢力の動向についての研究を進めている。DÖWが収集した各情報に関しては、『月報『ミットタイトルンゲン (Mitteilungen)』等を通じて公開されている。
 (79) Ebd. S.244-245.
 (80) Haider, Österreich-Erklärung zur Nationalratswahl 1994. S.38.
 (81) Haider, Österreich-Erklärung zur Nationalratswahl 1994. S.20.
 (82) FPÖ, Im Brennpunkt: Die Freiheitliche Partei Österreichs (FPÖ). S.9.
 (83) Haider, Die Freiheit, die ich meine. S.59.
 (84) Haider, Die Freiheit, die ich meine. S.98.
 (85) Haider, Österreich-Erklärung zur Nationalratswahl 1994. S.60.
 (86) Haider, Die Freiheit, die ich meine. S.252.
 (87) Elisabeth Wolfgruber, Parteipolitischer Diskurs und Strategien in der Ausländer/innen/politik in Österreich 1989 bis 1993. in: Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft 1994/3. S.303.
 (88) Scharlach, Kuch, a.a.O. S.84-85.
 (89) Haider, Die Freiheit, die ich meine. S.265.
 (90) Haider, Die Freiheit, die ich meine. S.272-273.
 (91) Haider, Die Freiheit, die ich meine. S.283.
 (92) Die Presse, 13. Juni 1994.

- (63) Scharsach, Kuch, a.a.O. S.283.
- (64) Haider, Österreich-Erklärung zur Nationalratswahl 1994. S.63.
- (65) Haider, Befreite Zukunft jenseits von links und rechts. S.205.
- (66) Erwin Matsch, Die Osterweiterung der Europäischen Union. in: Fritz Simhandl, Johannes Berchtold (Hg.), EU-Osterweiterung. Freie Argumente Folge 1/99. Wien, 1999. S.126.
- (67) Sperl, a.a.O. S.57.
- (68) Wolfgang C. Müller, Wahlen und Dynamik des österreichischen Parteiensystems seit 1986. in: Plasser, Ullram, Sommer (Hg.), a.a.O. S.33.
- (69) Bailier-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.96-98.
- (70) Hans-Henning Scharsach, Rückwärts nach rechts. Europas Populisten. Wien, 2002. S.19-22.
- (71) Der Standard, 20. November 2002.
- (72) Scharsach, a.a.O. S.23.
- (73) Scharsach, Kuch, a.a.O. S.64-65.
- (74) Bailier-Galanda, Neugebauer, Haider und die Freiheitlichen in Österreich. S.124-125.
- (75) Scharsach, Kuch, a.a.O. S.66.
- (76) Bailier, a.a.O. S.264, S.270.
- (77) Fritz Plasser, Peter A. Ullram, Parteien ohne Stammwähler? Zerfall der Parteibindungen und Neuausrichtung des österreichischen Wahlverhaltens. in: Anton Peinka, Fritz Plasser, Wolfgang Meixner (Hg.), Die Zukunft der österreichischen Demokratie. Trends, Prognosen und Szenarien. Wien, 2000. S.169-177.
- (78) Ebd. S.179-180.
- (79) Plasser, Ullram, Rechtspopulistische Resonanzen. Die Wählerschaft der FPÖ. in: Plasser, Ullram, Sommer (Hg.), a.a.O. S.226.
- (80) Frank Decker, Der neue Rechtspopulismus. Opladen, 2004. S.76-79., Frank Decker, Parteien unter Druck. Der neue Rechtspopulismus in den westlichen Demokratien. Opladen 2000. S.117-121.
- (81) FPÖ, Im Brennpunkt: Die Freiheitliche Partei Österreichs (FPÖ). S.9.

- (112) Decker, Der neue Rechtspopulismus. S.77-78. 一九八〇年代前半までのオーストリアの協調民主主義体制については、高橋進「大連合体制とデモクラシー オーストリアの経験」(篠原一編『連合政治II デモクラシーの安定をもとめて』岩波現代選書 一九八四年)参照。
- (113) Plasser, Uiram, Rechtspopulistische Resonanzen. Die Wählerschaft der FPÖ. in: Plasser, Uiram, Sommer (Hg.), a.a.O. S.228-230.
- (114) ヴァルトハイムは大統領選挙に立候補する以前には国連事務総長まで務めた人物であった。彼に関わる問題については短くまとめられた文献としては、例として Christian Dickinger, Die Skandale der Republik. Haider, Proksch & Co. Wien 2001. S.171-181. また邦語文献では、シモン・ヴェーゼンタール(下村由一、山本達夫訳)『ナチ犯罪人を追う S. ヴェーゼンタール回想録』(時事通信社 一九九八年)第四章、増谷英樹『歴史の中のウィーン』(日本エディタースクール出版部 一九九三年)、藤村信「美しく暗きドナウ ―ワルトハイム事件と戦争責任―」(『世界』第四九二号 一九八六年九月)二〇五―二一九頁、藤村信「幸福の《島》美しく暗きドナウ (下) ―『世界』第四九二号 一九八六年一〇月号) 二六二―二七四頁参照。
- (115) Luther, The FPÖ: From Populist Protest to Incumbency. in: Merkl, Weinberg (ed.), op. cit. p.200.
- (116) Hans-Georg Betz, Radikaler Rechtspopulismus in Westeuropa. in: Jürgen W. Falter, Hans-Gerd Jaschke, Jürgen R. Winkler (Hg.), Rechtsextremismus. Ergebnisse und Perspektiven der Forschung. Opladen, 1996. S.367.
- (117) Anton Pelinka, Die rechte Versuchung. in: Hans-Henning Scharlach (Hg.), Haider. Österreich und die rechte Versuchung. Reinbek bei Hamburg, 2000. S.57.
- (118) Bailier, Neugebauer, Die FPÖ: Vom Liberalismus zum Rechtsextremismus. in: Dokumentationsarchiv des österreichischen Widerstandes (Hg.), a.a.O. S.371-377.